

農林水産政策に関する重点要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 米政策の推進について

- (1) 一般農家を対象とした稲作構造改革促進交付金については、制度を拡充し、平成 22 年度以降も継続すること。

また、産地づくり対策のための産地確立交付金については所要額を確保するとともに、これら交付金が十分に活用できるような措置を講じること。

- (2) 生産調整の実効性を確保するため、加工用米を生産調整対象に加えるなど生産調整実施者にとってメリットが実感できる措置を講じること。

なお、今後の米政策の検討に当たっては、本年度から始まった水田フル活用対策及び中山間地域などにも配慮をしながら、生産農家の経営が成り立つような制度とすること。

- (3) 我が国の食料供給力を強化するため、食料自給率・自給力の向上に結びつく新規需要米の流通経路の確立など生産拡大に向けた支援策を講じること。

2. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化について

- (1) 配合飼料の価格の上昇が畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国産飼料の増産につながる取組を推進すること。

- (2) 現行の配合飼料価格安定制度のあり方の見直しを行うなど、畜産・酪農農家の経営支援に向けた抜本的な経営安定対策を推進すること。

3. 中山間地域等直接支払制度については、平成 22 年度以降も継続するとともに、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など、制度の更なる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るため、農地・水・環境保全向上対策などの諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化すること。

4. 森林整備等の推進について

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

5. 水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港整備の推進のため、必要な財政措置を講じること。

また、離島漁業再生支援交付金制度については平成 22 年度以降も継続すること。